

新型コロナウイルス感染症を理由とする施設利用キャンセルに伴う使用料の還付について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、感染症を理由とする下記対象施設の利用キャンセルについては、下記のとおり、既にお支払いいただいた使用料を全額還付いたします。

手続きなどの詳細は、各施設へお問い合わせください。

1 還付対象

(1) 対象となる利用日

令和2年2月20日（木曜日）以降の利用日分

(2) 対象者

新型コロナウイルス感染拡大防止を理由として、利用日前日までに申し出され、下記対象施設の使用を取りやめた方（取りやめる方）

※施設ごとに必要な手続きが異なりますので、詳しくは各施設へお問い合わせください。（利用予定日時の前までにお問い合わせをお願いします。）

(3) 対象施設

対象施設		問い合わせ先 電話番号
市民交流センター		71-0601
総合斎苑		72-6626
アンフォーレ	交流多目的スペース・ イベント広場	76-1400
	図書情報館	76-6111
都市公園		71-2244
へきしんギャラクシープラザ (文化センター・中央公民館)		76-1515
青少年の家		76-3432
桜井公民館		99-3313
北部公民館		98-3751
西部公民館		76-9393

作野公民館	74-3977
安祥公民館	77-5070
東部公民館	77-7881
明祥公民館	92-3521
二本木公民館	77-8611
中部公民館	74-8570
昭林公民館	77-6688
市民会館	75-1151
安祥閣	74-3333
東祥アリーナ安城（市体育館）及び 屋外体育施設	75-3535
レジャープール（マーメイドパレス）	92-7351
学校施設開放における市内中学校の体 育館、夜間運動場等	75-3535 （東祥アリーナ安城（市体育館））
市民ギャラリー	77-6853
丈山苑	92-7780
社会福祉会館	77-2941
総合福祉センター	77-7888
北部福祉センター	97-5000
西部福祉センター	72-6616
作野福祉センター	72-7570
桜井福祉センター	99-7365
中部福祉センター	76-0090
安祥福祉センター	73-5757
明祥福祉センター	92-3641